

津久見市浄化槽設置補助金申請提出書類等

【注意】この制度は、年度予算の範囲内（先着順）での事業となります。

1. 工事前 必ず着工前に提出のこと

- 補助金交付申請書(第1号様式)
- 浄化槽設置に係る誓約書(第1号様式の2)
- 住所及び浄化槽設置場所の確認調査に関する同意書(第1号様式の3)

添付書類

1. 浄化槽設備士免状の写し
2. 審査機関を通過した浄化槽設置届及びその写し(4部)
3. 誓約書
4. 設置場所の位置図
5. 設置場所の配管図(接続する総ての配管図)
6. 住宅を借りている者は所有者の承諾書
7. 型式適合認定書別添仕様書及び図面
8. 浄化槽設置費(配管・撤去費用含む)の見積書又は計算書
9. 市税等(水道使用料ほか)の滞納がないことを証する書類
(同一世帯を構成する世帯全員分)

※現地確認し、補助金交付決定した後、通知書を送付しますので、それから工事を行って下さい。(決定前に工事を開始した場合には補助金が出ませんのでご注意下さい。)

□変更承認申請書(第4号様式)

※交付決定後、内容の変更又は事業を中止する場合。

2. 完成後

- 実績報告書(第5号様式)・・・**完成後1ヶ月以内に提出**

添付書類

1. チェックリスト・工程表
2. 法定検査依頼書の写し(浄化槽法第7条)
3. 浄化槽保守点検・清掃委託契約書の写し
4. メーカーの登録浄化槽管理票(C票)

5. メーカー宛全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会会長からの登録書写し
6. (財)大分県環境管理協会確認済みの保証登録証(市町村用)
7. 使用開始報告書
8. 工事写真(施行中・配管～完成、機種 NO.の写った浄化槽本体)
9. 口座振替依頼書

●請求書(第7号様式)

※第1、4、5、7号様式の申請書の欄は新住所でお願いします。

3. 設置後(浄化槽の清掃及び維持管理)

浄化槽法第7条検査(設置後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に検査)で10人槽以下は1万円、11条検査(毎年1回検査)で10人槽以下は5千円がかかります。

<浄化槽法>

第7条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、その使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有するもの(以下「浄化槽管理者」という。)は、都道府県知事が第57条第1項の規定により指定する者(以下「指定検査機関」という。)の行う水質に関する検査を受けなければならない。

第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

(水質検査を受け浄化槽の改善を指摘されたときは、浄化槽保守点検業者に依頼するなどして、浄化槽の機能を正常に保つようにして下さい。)

浄化槽の保守点検

- ① 浄化槽は、定期的に保守点検を行う義務があります。浄化槽の保守点検を行うには専門的な知識や技能又は専用の器具や機材が必要となりますので浄化槽保守点検業者に委託するようにして下さい。
- ② 浄化槽の管理委託を受けた浄化槽保守点検業者は、毎年数回、設置した浄化槽の機能診断や、モーター等の点検修理、浄化槽汚泥の抜き取りや清掃時間の判定を行ったり、消毒剤の補充といったことを行います。
- ③ 浄化槽保守点検業者から浄化槽の保守点検・清掃の記録を受け取ったときは、3年間保管する義務があります。大切に保管するようにして下さい。

4. 補助金額内訳

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

人槽	補 助 限 度 額			
	浄化槽本体 (上乗せ分含む)	宅内配管	単独浄化槽撤去	合 計
5 人槽	532,000 円	300,000 円	120,000 円	952,000 円
7 人槽	614,000 円	300,000 円	120,000 円	1,034,000 円
10 人槽	748,000 円	300,000 円	120,000 円	1,168,000 円

くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

人槽	補 助 限 度 額			
	浄化槽本体 (上乗せ分含む)	宅内配管	くみ取り槽撤去	合 計
5 人槽	532,000 円	300,000 円	90,000 円	922,000 円
7 人槽	614,000 円	300,000 円	90,000 円	1,004,000 円
10 人槽	748,000 円	300,000 円	90,000 円	1,138,000 円

お問い合わせは、津久見市上下水道課へ

 8 2 - 9 5 1 6